

改定後 (R7.10)

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要する主任技術者等又は現場代理人として他の工事に従事している場合

工事完了配置技術者誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住 所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事（１）で申請（「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を提出）している配置予定技術者は、現在、他の工事（２）に従事していますが、（１）の工事の契約日までに（２）の工事が完了することを技術者の配置が可能であることを誓約します。

(1) 落札候補者となっている工事

工 事 名	
配置予定技術者名	

(2) 配置予定技術者が従事している他の工事

発注者名	
工 事 名	
契約金額（税込み）	
現 契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告（共通事項：「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等）で規定している期間内に締結される。

→「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、~~修補工事となる場合はこの限りでない~~）をいう。

・配置技術者の取扱いは、次のとおりとする。

①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。

②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

・（２）の工事が、誓約のとおり完了したことが確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳(原本)、CORINS登録データ等を（１）の工事の契約日までに提出しなければならない。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

現 行 (R7.2)

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要する主任技術者等又は現場代理人として他の工事に従事している場合

工事完了誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住 所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事（１）で申請（「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を提出）している配置予定技術者は、現在、他の工事（２）に従事していますが、（１）の工事の契約日までに（２）の工事が完了することを誓約します。

(1) 落札候補者となっている工事

工 事 名	
配置予定技術者名	

(2) 配置予定技術者が従事している他の工事

発注者名	
工 事 名	
契約金額（税込み）	
現 契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告（共通事項：「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等）で規定している期間内に締結される。

・「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、~~修補工事となる場合はこの限りでない~~）をいう。

・（２）の工事が、誓約のとおり完了したことが確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳(原本)、CORINS登録データ等を（１）の工事の契約日までに提出しなければならない。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

改定後 (R7.10)

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要しない主任技術者として他の工事に従事している場合)

工事完了配置技術者誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事(1)で申請(「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を提出)している配置予定技術者は、現在、他の工事(2)に従事していますが、(1)の工事着手日の前日までに(2)の工事が完了していることを技術者の配置が可能であることを誓約します。

(1) 落札候補者となっている工事

Table with 2 columns: 工事名, 配置予定技術者名

(2) 配置予定技術者が従事している他の工事

Table with 2 columns: 発注者名, 工事名, 契約金額(税込み), 現契約工期

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告(共通事項:「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等)で規定している期間内に締結される。

・「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測量を除く。)の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

→「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了(ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない)をいう。

・配置技術者の取扱いは、次のとおりとする。

- ①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。
②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

・複数の工事に従事している場合は、落札候補者となっている工事の工事着手日の前日までに完了する工事について記載すること。

・配置予定技術者が従事する期間は契約工期であり、工事着手日以降は専任することが基本となる。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

現行 (R7.2)

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要しない主任技術者として他の工事に従事している場合)

工事完了誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事(1)で申請(「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を提出)している配置予定技術者は、現在、他の工事(2)に従事していますが、(1)の工事着手日の前日までに(2)の工事が完了していることを誓約します。

(1) 落札候補者となっている工事

Table with 2 columns: 工事名, 配置予定技術者名

(2) 配置予定技術者が従事している他の工事

Table with 2 columns: 発注者名, 工事名, 契約金額(税込み), 現契約工期

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告(共通事項:「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等)で規定している期間内に締結される。

・「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測量を除く。)の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

・「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了(ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」として取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない)をいう。

・複数の工事に従事している場合は、落札候補者となっている工事の工事着手日の前日までに完了する工事について記載すること。

・配置予定技術者が従事する期間は契約工期であり、工事着手日以降は専任することが基本となる。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

改定後 (R7.10)

(落札候補者となっている時点で、配置予定監理技術者補佐が**他の工事に従事**している場合)

工事完了配置技術者誓約書 (監理技術者補佐用)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事① (又は工事①と監理技術者を兼務させる他の工事③) で申請 (「監理技術者補佐選任(変更)通知書」を提出) している配置予定監理技術者補佐は、現在、他の工事② (又は④) に従事していますが、**①の工事の契約日までに② (又は④) の工事が完了することを監理技術者補佐の配置が可能であることを誓約**します。

(1) 落札候補者となっている工事①

工事名	
配置予定監理技術者補佐名	
他工事への従事	※従事していない場合は(2)の記載不要

(2) 工事①の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事②

発注者名	
工事名	
契約金額(税込み)	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(3) 監理技術者を兼務させる他の工事③

工事名	
配置予定監理技術者補佐名	
他工事への従事	※従事していない場合は(4)の記載不要

(4) 工事③の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事④

発注者名	
工事名	
契約金額(税込み)	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告(共通事項:「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等)で規定している期間内に締結される。

・「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了(ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない)をいう。

・監理技術者補佐の取扱いは、次のとおりとする。

- ①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。
- ②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

・(2)又は(4)の工事が、誓約のとおり完了したことが監理技術者補佐の配置が可能であることを確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳(原本)、CORINS登録データ等を(1)の工事の契約日までに提出しなければならない。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

・監理技術者補佐を設置する工事が、工事着手日指定契約方式の場合は、「工事の契約日」を「工事着手日の前日」に、工事着手日選択契約方式の場合は、「工事の契約日」を「技術者等の配置を開始する日の前日」と読み替えるものとする。

現行 (R7.2)

(落札候補者となっている時点で、配置予定監理技術者補佐が**他の工事に従事**している場合)

工事完了誓約書 (監理技術者補佐用)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事① (又は工事①と監理技術者を兼務させる他の工事③) で申請 (「監理技術者補佐選任(変更)通知書」を提出) している配置予定監理技術者補佐は、現在、他の工事② (又は④) に従事していますが、**①の工事の契約日までに② (又は④) の工事が完了**することを誓約します。

(1) 落札候補者となっている工事①

工事名	
配置予定監理技術者補佐名	
他工事への従事	※従事していない場合は(2)の記載不要

(2) 工事①の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事②

発注者名	
工事名	
契約金額(税込み)	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(3) 監理技術者を兼務させる他の工事③

工事名	
配置予定監理技術者補佐名	
他工事への従事	※従事していない場合は(4)の記載不要

(4) 工事③の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事④

発注者名	
工事名	
契約金額(税込み)	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告(共通事項:「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等)で規定している期間内に締結される。

・「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了(ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない)をいう。

・(2)又は(4)の工事が、誓約のとおり完了したことが確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳(原本)、CORINS登録データ等を(1)の工事の契約日までに提出しなければならない。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

・監理技術者補佐を設置する工事が、工事着手日指定契約方式の場合は、「工事の契約日」を「工事着手日の前日」に、工事着手日選択契約方式の場合は、「工事の契約日」を「技術者等の配置を開始する日の前日」と読み替えるものとする。

改定後 (R7.10)

主任技術者等の専任期間

主任技術者等が専任すべき期間は、契約工期が基本となるが、県土整備部発注工事では、以下により運用する。

- H26.1.31以前
落札決定通知日の翌日～しゅん工承認日
- H26.2.1以降(運用を緩和)
契約工期(工期始期日～工期終期日)

※落札候補者となっている時点で、他の工事に従事している場合は、「工事完了配置技術者誓約書」の提出が必要
 ※工事着手日(最大30日)までは、専任を要しない他の工事の主任技術者等に従事可能
 ※工期内に工事が完了する場合は、しゅん工承認日の翌日以降は他の工事に従事可能



(注1) 契約工期内であっても、工場製作のみの期間、一時中止期間は専任を要しない。
 (注2) 他の兼務要件を満たす場合は、他の工事に従事可能。

現行 (R7.2)

主任技術者等の専任期間

主任技術者等が専任すべき期間は、契約工期が基本となるが、県土整備部発注工事では、以下により運用する。

- H26.1.31以前
落札決定通知日の翌日～しゅん工承認日
- H26.2.1以降(運用を緩和)
契約工期(工期始期日～工期終期日)

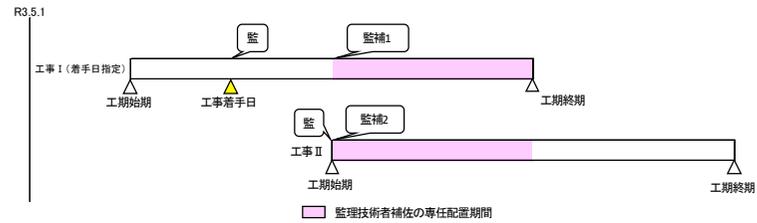
※落札候補者となっている時点で、他の工事に従事している場合は、「工事完了誓約書」の提出が必要
 ※工事着手日(最大30日)までは、専任を要しない他の工事の主任技術者等に従事可能
 ※工期内に工事が完了する場合は、しゅん工承認日の翌日以降は他の工事に従事可能



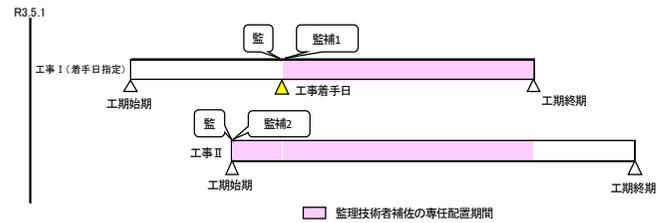
(注1) 契約工期内であっても、工場製作のみの期間、一時中止期間は専任を要しない。
 (注2) 他の兼務要件を満たす場合は、他の工事に従事可能。

改定後 (R7.10)

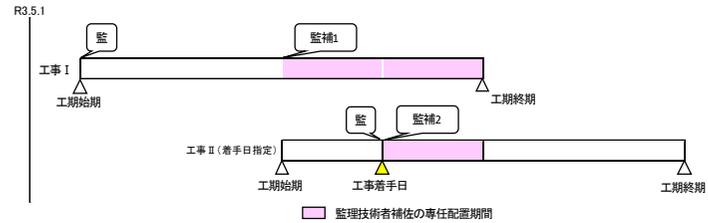
【ケース3】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 I が着手日指定契約方式の場合)



【ケース4】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 I が着手日指定契約方式の場合)



【ケース5】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 II が着手日指定契約方式の場合)

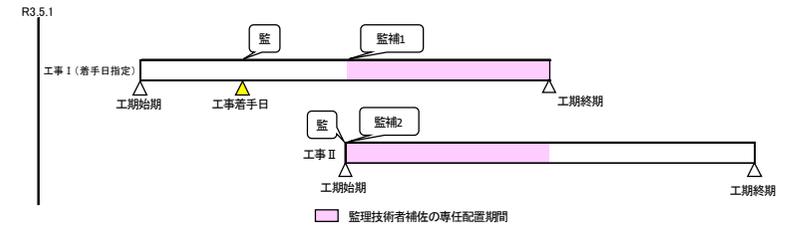


【留意事項】

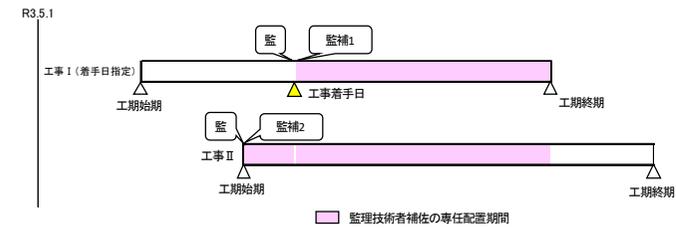
・落札候補者となっている時点で、監理技術者補佐が他の工事に従事している場合は、「**工事完了配置技術者誓約書**(監理技術者補佐用)」の提出が必要。

現 行 (R7.2)

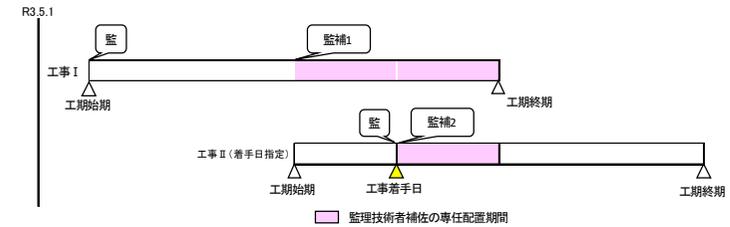
【ケース3】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 I が着手日指定契約方式の場合)



【ケース4】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 I が着手日指定契約方式の場合)



【ケース5】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事 II が着手日指定契約方式の場合)



【留意事項】

・落札候補者となっている時点で、監理技術者補佐が他の工事に従事している場合は、「**工事完了誓約書**(監理技術者補佐用)」の提出が必要。